

## 所得状況に関する同意書(自立支援医療<精神通院>用)

令和 年 月 日

練馬区長 宛て

私の自立支援医療(精神通院)の申請および支給認定に伴い、私および私の同一世帯員の特別区民税の課税状況、国民健康保険等の加入状況および障害年金・遺族年金等の受給状況について、確認することに同意します。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

代行者氏名 : \_\_\_\_\_  
申請者との関係 : \_\_\_\_\_

以下の該当する項目に☑をして下さい。

### 【18歳以下※1の方を扶養されていますか】

- 扶養している       扶養していない  

0-15歳(	人)
16-18歳(	人)

↓↓申請者の住民税が非課税の場合にお答えください↓↓

### 【障害年金・遺族年金等※2を受給していますか】

- 受給している       受給していない

### 【受給されている場合、その合計額※3は】

- 年額80万9千円を超えてる       年額80万9千円以下である  

↑	障害年金が1級の方
	障害年金が2級で80万9千円を超えてる方
	障害年金が3級で80万9千円を超えてる方



※1 課税年度の前年の12月31日時点の年齢

※2 障害年金、遺族年金、特別障害給付金、労災に基づく障害給付金(傷病手当は除く)、特別障害者手当、特別児童扶養手当

※3 令和6年1月～12月に支給された額の合計

【区担当者記入欄】

社会保険(被用者保険)加入者       被保険者 →  申請者本人       他の者

	氏名	①区民税所得割額 ※寄付金控除額と住宅ローン 控除額は足して判定	②18歳以下扶養者数 ※該当者がいれば計算 シートを作成して判定	非課税の場合	
				③年金収入額 80万9千超え→低Ⅱ その他の場合→④へ	④合計所得金額十年金収入額 80万9千以下→低Ⅰ 80万9千超え→低Ⅱ
被保険者			0~15歳(人) 16~18歳(人)		
申請者	★被保険者が非課税の場合のみ★		0~15歳(人) 16~18歳(人)		

練馬区国保・後期高齢・国保組合加入者

	氏名 (18歳以上の者のみ)	①区民税所得割額 ※寄付金控除額と住宅ローン 控除額は足して判定	②18歳以下扶養者数 ※該当者がいれば計算 シートを作成して判定	全員非課税の場合	
				③年金収入額 80万9千超え→低Ⅱ その他の場合→④へ	④合計所得金額十年金収入額 80万9千以下→低Ⅰ 80万9千超え→低Ⅱ
申請者			0~15歳(人) 16~18歳(人)		
同一保険加入者				<b>※ 所得区分判定上の注意事項</b>	
合計				1. 社会保険(被用者保険)の場合、申請者の保険証の被保険者の所得(収入額)で判定。ただし、被保険者が非課税の場合は申請者の合計収入額で低Ⅰか低Ⅱかを判定。 2. 申請者が18歳未満の場合は保護者の所得(非課税の場合は収入)で判定。 3. 18歳以下の扶養者がいた場合は、別紙の「旧市町村民税所得割額計算シート」に扶養者人数と区民税所得割額を入力して判定。 4. 低Ⅰ・低Ⅱで練馬区国保の場合は、国保申請書をとり、他の保険の場合は都単となる。 5. 障害年金等の年額が80万9千円以下で、他に所得がある方は、年額を申請者へ聞き取りの上、低Ⅰか低Ⅱかを判定。	

★ 所得区分判定



判定	所得区分	区民税所得割額	収入額・注意事項
	低Ⅰ	非課税	①年金収入額が 80万9千超え→低Ⅱ その他の場合→②の判定へ  ↓ ②合計所得金額十年金収入額 80万9千以下→低Ⅰ、80万9千超え→低Ⅱ
	低Ⅱ	練馬区国保加入者 → 国保申請書が必要 その他の健康保険 → 都単になる	
	中Ⅰ	33,000円未満(均等割のみの者も含む)	「重度かつ継続」の対象範囲 F0、F1、F2、F3、G40 その他(精神医療に一定以上の経験を有する医師が診断)
	中Ⅱ	33,000円以上 ~ 235,000円未満	
	一定以上	235,000円以上	重度かつ継続に該当すること (該当しない場合は非該当)